

農作業シーズン到来！安心して農作業を行っていただくために。

JAの農作業中傷害共済



農作業事故の死亡者数は全国で281人にのぼり、毎年多くの死亡事故が発生しています。各県において、様々な事故防止の対策が講じられていますが、依然として事故に歯止めがかからない状況となっています。

※出典 農林水産省「令和元年に発生した農作業死亡事故の概要」



事故の未然防止が一番ですが、どんなに気をつけていても、突然身にふりかかる事故は防ぎようがありません！

お手頃な掛金で大きな保障！

JAの農作業中傷害共済なら、ご加入者の方はもちろん、ご加入者の親族・雇用者がご加入者の農作業従事中の事故で死亡されたり、ケガされたときに共済金をお支払いします。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

掛金例

共済期間1年
1記名被共済者につき

(令和3年4月1日現在)

加入年齢	死亡共済金額	部位・症状別治療共済金額	共済掛金
0～69歳	500万円	5,000円	21,100円
	1,000万円	5,000円	27,900円
70～80歳	500万円	2,000円	12,520円

注)加入年齢が81歳～99歳の方と集団契約の場合の掛金は別プランとなりますので、窓口へお問い合わせください。

1,000万円コースの保障内容【農作業中傷害共済A型】

- 死亡共済金額 1,000万円 ●部位・症状別治療共済金額 5,000円



死亡のとき

農作業事故で死亡したとき

1,000万円

後遺障害のとき

農作業事故で後遺障害になったとき※1

50万円～1,000万円

※1 その程度に応じて共済金をお支払いします

治療を受けたとき

農作業事故で治療を受けたとき

入院したとき、または入院しなかった場合で5日以上通院をしたとき

5千円×支払倍率※2の倍率

入院しなかった場合で、5日未満の通院をして、治療が完了したとき

5千円×2倍=1万円

重度後遺障害のとき

農作業事故で約款に定める重度後遺障害の状態になったとき(その程度に応じて)

100万円・200万円

注)支払の対象となるのは、全てのケースで災害を受けた日以後200日以内になります。重度後遺障害共済金につきましては、後遺障害共済金が支払われることとなる場合に後遺障害共済金とは別枠で支払われます。(ただし、災害を受けた日から30日以内に死亡したときを除きます。)1回の事故で死亡共済金と後遺障害共済金を支払うときは、死亡共済金額が限度となります。※2 支払倍率表とは、災害を受けた部位および症状に対する「部位・症状別支払倍率表」をいい、約款に定めています。

支払例

1	指切傷	農作業場で収穫途中、指を切って1～4日間通院をしたとき	部位・症状別治療共済金額の2倍の共済金をお受け取りになれます。
2	上肢・打撲	農作業場で収穫途中、腕を打撲して5日以上通院したとき	部位・症状別治療共済金額の5倍の共済金をお受け取りになれます。
3	下肢・骨折	農作業場で収穫途中、足を骨折して入院したとき	部位・症状別治療共済金額の65倍の共済金をお受け取りになれます。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。注)ご契約者(親)の年齢、性別によって掛金が異なります。詳しくはJAの窓口までお問い合わせください。

お問い合わせは